

## 国富町結婚活動支援事業費補助金交付要綱

国富町 企画政策課

### (趣旨)

第1条 国富町は、宮崎県が設置する「みやざき結婚サポートセンター」(以下「センター」という。)に登録し、結婚することに対して自ら意欲的に行動する独身者に対して、予算の範囲内において、補助金等の交付に関する規則(昭和43年国富町規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有し、かつ、居住している者で、センターへの登録を行う独身であるもの
- (2) 町税等の滞納がない者

### (補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、センターへの入会登録料とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、入会登録料から消費税を差し引いた額の2分の1とする。

### (補助金の申請)

第5条 本事業による補助金の交付申請を受ける場合は、規則第3条により、補助金交付申請書(別記様式第1号)に、センターへの入会登録料の額がわかる書類を添えて、会員登録の日以後1年以内に町長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付申請の回数は1回限りとする。

### (補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、別記様式第2号により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付申請者に通知する。

### (補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により、補助金の交付を決定した者に対しては、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、町長の定めるところにより、補助事業実績報告書(別記様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 入会登録料の領収書又はそれに代わるものとして町長が認めたもの。
- (2) センターへの登録手続きの終わったことを証明する書類の写し。
- (3) 滞納のない証明書又は納税確認同意書(別記様式第4号)。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を別記様式第5号により当該補助対象者に通知する。

(補助金の支払)

第10条 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) その他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

町長	副町長	課長	合 議	課長補佐	係 長	取扱者

年 月 日

国富町長 殿

<申請者>

地区名 \_\_\_\_\_

住 所 国富町大字 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

年度国富町結婚活動支援事業費補助金交付申請書

国富町結婚活動支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

◇補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

(入会登録料-消費税) × 1/2

◇添付書類

- 1 みやざき結婚サポートセンターへの入会登録料の額がわかる書類

第 号  
年 月 日

様

国富町長

印

年度国富町結婚活動支援事業費補助金の交付決定(却下)について

年 月 日付で交付申請のあった国富町結婚活動支援事業費補助金については、補助金等の交付に関する規則(昭和43年国富町規則第1号)第4条の規定により、次のとおり交付(却下)することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 交付決定(却下)の内容

3 交付決定に付した条件

- (1) 国富町結婚活動支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 上記に違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(文書取扱 企画政策課)

別記様式第3号(第8条関係)

町長	副町長	課長	合議	課長補佐	係長	取扱者

年 月 日

国富町長 殿

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 補助事業実績報告書

年 月 日付シレイ第 号で交付決定のあった国富町結婚活動支援事業費補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和43年国富町規則第1号）第14条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告する。

#### 添付書類

- 1 入会登録料の領収書又はそれに代わるものとして町長が認めたもの
- 2 センターへの登録手続きの終わったことを証明する書類の写し
- 3 滞納のない証明書又は納税確認同意書

納税確認同意書(申請者用)

年 月 日

国富町長 殿

申請者名

印

国富町結婚活動支援事業費補助金の交付申請にあたり、個人の納税状況について、町が確認することに同意します。

1 住 所	国富町大字
2 生年月日	S・H 年 月 日生

※ 以下は、申請者は記入不要

納税確認結果(税務課にて記入)	
申請時確認	
個人の滞納 : 有・無	
滞納税目(税額)	( 円)
	( 円)
	( 円)
確認者 印 (特記事項)	
確定時確認	
個人の滞納 : 有・無	
滞納税目(税額)	( 円)
	( 円)
	( 円)
確認者 印 (特記事項)	

別記様式第5号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

国富町長

印

年度国富町結婚活動支援事業費補助金の交付額の確定について

年 月 日付け発国企第 号で交付決定した国富町結婚活動支援事業費補助金については、補助金等の交付に関する規則(昭和43年国富町規則第1号)第15条の規定により、その額を次のとおり確定したので、同条の規定により通知します。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

(文書取扱 企画政策課)

国富町結婚活動支援事業費補助金請求書

金額			万	千	百	拾	円
----	--	--	---	---	---	---	---

但し、国富町結婚活動支援事業費補助金として、上記のとおり請求いたします。

年 月 日

国富町長 殿

住 所 国富町大字 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

○補助金受領口座

(1) 銀行名(銀行、信用金庫、JAなど)本支店名まで記入してください。	
(2) 預金種別	(3) 口座番号
(4) 口座名義	